

札幌保健医療大学教育の3Pを策定するための基本方針

2023年7月26日 教授会決定

札幌保健医療大学は、教育理念に掲げる「人間力教育を根幹とした医療人の育成」を目指し、入学者選抜から学位授与に至る一貫した教育を行うため、教育に係る3つのポリシー（以下、「3P」と言う。）※を策定する。この基本方針では、3Pの策定について、必要な事項を定める。

※ ディプロマ・ポリシー：学位授与の方針、カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成・実施の方針、アドミッション・ポリシー：入学者受入れの方針。

1. 各ポリシーの概要

(1) ディプロマ・ポリシー (DP)

卒業までに修得すべき知識・技能・態度等の資質・能力を学習成果として示す。

(2) カリキュラム・ポリシー (CP)

DPに基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する科目区分、授業形態、実施方法など、教育課程の編成と運用に関する基本的な考えを示す。

(3) アドミッション・ポリシー (AP)

入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法等に関する基本的な考えを示す。

2. 各ポリシーの策定単位

学部においては、全学ポリシー（全学DP・CP・AP）に基づき、学位プログラムごとに各学科で策定する（以下、「学科ポリシー」と言う。）。研究科においては専攻単位とする（以下、「研究科ポリシー」と言う。）。

3. 各ポリシーの見直し、及び改正手続き等

(1) 各学科ポリシーは、以下の機会に見直し、必要に応じて改正する。

- ① 学術の動向や社会の要請、学内事情等により、見直す必要が生じた場合。
- ② カリキュラムの変更時。
- ③ 上記①②によらない場合は、少なくとも6年ごと。

(2) 全学ポリシーは、内部質保証推進委員会で作成し、教授会の審議を経て、学長が決定する。

(3) 学科ポリシー、研究科ポリシーの見直し、及び改正は、以下の手続きにより行う。

- ① 各ポリシーの策定単位において、見直しまたは改正の必要性を認めた場合は、内部質保証推進委員会にその旨を報告し、ポリシー案の作成を進める。
- ② 内部質保証推進委員会において、各ポリシーの見直しまたは改正の必要性を認めた場合は、その方向性を示した上で、策定単位に見直し、またはポリシー案の作成を指示する。
- ③ 各ポリシーの一部、または全部を改正する場合は、策定単位においてポリシー案を作成し、内部質保証推進委員会の意見を参考に、教授会もしくは研究科委員会の審議を経て、学長が決定する。

4. ポリシー作成上の留意事項

1) 全学ポリシー

各ポリシーとも、学科ポリシーの基本的方向性を示すものとする。

(1) D P

全学ポリシーは、教育理念、学則第5条第3項を踏まえ、学科D Pの基本かつ共通のコンセプトを示し、学士力の4要素（知識・理解、汎用的能力、態度・志向性、総合的学修経験と創造的思考力）を含むこと。

(2) C P

D Pの達成を可能とする教育内容の編成、効果的な教育方法を定めるとともに、教育効果を高めるための教育環境等を含むこと。

(3) A P

D Pの達成を目指して定めるC Pの要件をクリアしていくために、入学時に求める最低限の資質・能力等を示すこと。策定に際しては、学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性）を踏まえることとする。

2) 学科ポリシー

各ポリシーとも全学ポリシーとの整合性に留意するとともに、学位プログラムの特性（専門性、資格・免許、想定する進路等）を勘案して作成する。

(1) D P

学習成果の評価に適した、具体的かつ明確な設定とする。

- ① 全学D Pに示された基本かつ共通のコンセプトに基づき、盛り込むべき事項とキーワードを用い、学士力の4要素を含むこと。
- ② 項目数は4～6程度とすること。
- ③ 各項目はアセスメント（測定・検証）が可能な表現で明確に示し、同一項目に複数要素を含めたり、異なる次元のものを重複させたりしないこと。
- ④ 学生が理解できる、かつ、受験生、保護者、高校教員等のステークホルダーにとっても解りやすい平易な表現であること。
- ⑤ 大学教育に対する社会からの期待、日本学術会議分野別参照基準、各職種の指定規則、各分野が示す能力水準（コア・コンピテンシー等）等を念頭に置きつつ、向上目標のような理想的な表現を避けて、学位プログラムの責任において達成可能な水準で設定すること。

(2) C P

- ① 全学C Pに示された基本かつ共通のコンセプトに基づき、盛り込むべき事項とキーワードを用いること。
- ② D Pに示す資質・能力を実現するための内容と運営方針を説明していること。
- ③ 教育課程の体系性・整合性を示す内容になっていること。
- ④ D Pの達成を可能にする教育方法を採用していること。
- ⑤ 教育効果を高めるための環境の活用や組織的な教育の仕組みを含んでいること。
- ⑥ 学位プログラムの特徴を示すものになっていること。
- ⑦ ステークホルダーが理解できるものであること。

(3) A P

- ① 全学A Pに示された基本かつ共通のコンセプトに基づき、盛り込むべき事項とキーワードを用いること。
- ② 本学での学修に必要とされる知識、経験、能力、態度等の特性を具体的に示し、学位プログラムの特徴に関連づいたものであること。
- ③ 高等学校卒業までに身につけておいてほしい事項を示していること。
- ④ A Pに基づく入学者を得るための評価方法について、選抜方法ごとに説明していること。

5. 本方針の見直し等

本方針は、3 Pの検証等を踏まえて、必要に応じて見直しを図ることとする。